

第四十回国会
衆議院

文教委員會議錄 第九号

昭和三十三年三月二日(金曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 櫻内 義雄君

理事 白井 莊一君 理事 八木 徹雄君

理事 米田 吉盛君 理事 小林 信一君

理事 村山 喜一君 理事 山中 吾郎君

伊藤 郷一君 小澤 重喜君

田川 誠一君 高橋 英吉君

中村 庸一郎君 濱野 清吾君

原田 憲君 松永 東君

松山 千恵子君 杉山 元治郎君

谷口 善太郎君

出席政府委員

文部政務次官 長谷川 峻君

文部事務官 宮地 茂君

(大臣官房長) 文部事務官 福田 繁君

(初等中等教育局長) 文部事務官 天城 勳君

(調査局長) 文部事務官 岩間 英太郎君

委員外の出席者 文部事務官 岩間 英太郎君

(初等中等教育局長) 文部事務官 岩間 英太郎君

局財務課長 門 員 石井 勘君

三月二日

委員鈴木義男君辞任につき、その補

欠として片山哲君が議長の名目で委

員に選任された。

同日

委員片山哲君辞任につき、その補欠

として鈴木義男君が議長の指名で委

員に選任された。

委員片山哲君辞任につき、その補欠

として鈴木義男君が議長の指名で委

員に選任された。

本日の會議に付した案件

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

学校教育に関する件

○櫻内委員長 これより會議を開きます。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題とします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。村山喜一君。

○村山委員 今回政府が提案をいたしました市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を御覧します。

と、市町村立の小学校、中学校、盲学校、聾学校および養護学校の職員の初任給調整手当を、都道府県の負担とすること。一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百。

律の十條の三によりまして、初任給調整手当を支給することができるようになつてゐるわけでございますが、その中で第二号といたしまして、「専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められるもので人事院規則で定めるとのしに月額千円、二年目には五百円という初任給調整手当を支給して、三年目からゼロということになるわけでございます。そこで今回の予算に計上されました市町村立の学校職員のそういう初任給調整手当に必要と認められる予算額はどれだけ計上をされてゐるのかという点がまず第一点でございます。

第二点は、今文部省と人事院でいろいろその内容について交渉をされてゐる過程であるとの伺ひであります。が、いかなる職種の教諭についてどういふふうに措置をするかという話し合ひはどこまで進んでゐるのか、大体いつごろまでに人事院との打ち合わせが終わるのか、その経過と見通しについてまず御説明をお願いしたいと思います。

○福田(衆)政府委員 ただいまの御質問でございますが、今回の初任給調整手当につきましては、小中学校関係におきましては、国庫負担金一億円でござい

ます。それから高等学校関係におきましては、これは地方財政計画の中に織り込むわけでございしますが、年間三千万円を地方財政計画の中に措置をいたしております。なお、範圍の問題でございますが、小、中、高等学校の教諭、特に高等学校は、昭和三十六年四月からのいわゆる科学技術関係の初任給調整手当をもらつております工業関係の教員を除きまして、教諭の職にある者についてこれを支給するという建前で交渉をいたしております。

○村山委員 今福田初中局長からお伺いをいたしましたのは、高等学校の場合の範圍は、三十六年度においては、御承知のように工業科の教諭に初任給調整手当がついておつて、その他につきましては初任給調整手当がついておりませんので、それをこの際、どの教科に属してゐる人についても初任給調整手当を支給しよう、こういう考えであるというふうにお伺いをいたしました。

けですが、小学校、中学校の場合には一体どういふふうにか考へられて措置されようとしてゐるのか、人事院規則の制定の關係がありますから、人事院との交渉の段階においてどういふふうにか相違しておるのかという説明がまだなされてゐないわけですから、それをお伺いいたします。

○福田(衆)政府委員 小中学校につきましても、大学卒の教諭に就職する者につきましては初任給調整手当を支給するという建前で交渉をいたしておりますが、大体今月の中旬ごろまでは決定するのではないかとこのように考えております。

○村山委員 そういたしますと、この初任給調整手当というものは教科のいかんにかかわらず、工業科の教員と同じようにやつていくということになつて参りますと、教諭だけが適用されていく、こういうふうなことに相違するだ

らうと思つております。そうなつて参りますと、中学校の教諭の免許状は持つておる、あるいは逆に小学校の教諭の免許状は持つてゐるが、その免許状を持たない学校、たとえば小学校の教諭の免許状を持ちながら中学校に配属される、こういうふうな事例があるわけですね。今、中学校の方が漸次生徒数がふえて参りましたので、有資格の助教というものが割合少なくなつて参つておられますけれども、中学校の教諭の免許状を持つておられるけれども、どうしても職員配置の上からそれを小学校に配属しなければならぬ、こういうふうな事例が過去においてたくさんござい

ました。そのために二等級の給与の適用を受けられないで、有資格の助教であるということとで三等級の給与の適用を受ける、そういうふうなために小学校におられるけれども、早く中学校の方にかかりたい、こういうふうな希望を持つておられる人たちが、私の知る限りにおきましてもたくさんあつたわけでありまして、最近においては、中学校の方がふえて参つておられますので、漸次そういうふうなものは解消されつゝあるというところは伺つてゐるわけでありまして、まだ、そういうふうな高等学校、中学校の教諭の免許を持ちながら、小学校において助教として採用されておる、そういうふうな場合には本俸の上においても、同じ学校を出て中学校に配属をされた人よりも待遇が悪い、昇給の度合いもそういうふうな人は非常に不遇な立場にある、こういうふうになつておられます。初任給調整手当もこれまた教諭でなければならぬということになつて参りますと、そういうふうな有資格の助教はますます差をつけられていく、こういうことになつてくるかと思つております。そういうふうな場合の有資格者助教に対する対策をお考えになつてゐるのかどうか、こういうものについてどの程度文部省としては調査をされておられるのかということについて承りたいと思ひます。

○福田(衆)政府委員 ただいまのお話のような有資格の者があつてはもちろんです。初任給調整手当をつけましたそもその趣旨が、昨

年は、科学技術関係の高い専門的な知識を有して、しかもその採用等になかなか困難なものを優遇するという意味において実施したのでございますが、今回の場合におきましても、科学技術関係の専門職ではございませんが、一般の専門的知識を有してしかも採用等による欠員の補充について困難な職というふうな建前をとっております関係上、お気持は非常によくわかるのでございますけれども、やはりそういう教諭の職というように今回の措置は限定せざるを得ないと思っております。将来の問題としては、なお研究の余地はあると考えておりますので、これは研究問題にいたしたいと考えております。

○村山委員 初任給調整手当の十条の三によりましますと、第一項に該当する者は二千五百円の初任給調整手当があるわけですが、そうなりますと、科学技術に関する専門的知識を必要とするという事になりますと、教科の面においては工業科あるいは理数科、こういうようなものがあるかと思うのであります。今まで初任給調整手当が支給されて参りました工業科の教員、特に高等学校の場合ですが、これはこの二千五百円に該当いたすわけですが、小学校の技術・家庭科の教諭も非常に底意いたして参りまして、なかなかそういうような人材を吸収しにくいというところで非常に困っておるわけですが、こういうようなのは、やはり科学振興に關するところの専門的な知識が必要になつてくるというふうなことで、小学校、特に中学校のそういう技術科の教師、こういうようなものには、この第一号が適用されるのか、第二号が適用

されるのか。さらにまた最近理数科の系統の教職員が底意をいたして参りまして、高等学校のみならず中学校等においてもそういうような科学技術に關する専門的な知識を持つ教職員が必要になるわけでありまして、その人たちは二千五百円であるのか。その範囲は第一号に該当するものと第二号に該当するものの区別は、それぞれどういふふうにつけておいでになるのか、お伺いいたします。

○福田(兼)政府委員 ただいまの御質問でございますが、これは昨年実施いたしました高等学校関係の範囲でございますが、これは人事院規則でございまして、高等学校の工業に關する学科、たとえば電気、機械、土木、建築、化学といったような、そういう割合に狭い範囲に限定されております。従つて、これは昨年から実施の分でございますので、今回の小中学校の場合におきましては、今のお話のように、技術・家庭科の教育につきましましては、やはり相当高い知識を必要とするという事は私も認めるわけでございますが、この高等学校の今申しました工業関係とはやはり若干程度の差はあるかと思ひます。従つて小中学校の場合におきましては、今回の千五百円という初任給調整手当を支給する予定になつております。ただ高等学校の中でも、先ほどお述べになりました数学、理科、それから水産、農業というふうなものにつきましましては、これは工業でないという事で、現在のところ初任給調整手当は昨年から分はついておりません。この分につきましては今後考え方は私どもとしては同じよう

けれども、これはまだ直ちに昨年から二千五百円の初任給調整手当をつけたところまで至つておりません。従つて今回の措置によりまして、高等学校の数学、理科、農業あるいは水産等といったような教科の担任の教員につきましましては、小中学校の今回の千円、五百円という一般の初任給調整手当はつけられるということになるわけでございます。

○村山委員 そうなつて参りますと、たとえば実業関係の高等学校の場合には、産業教育手当といふものがあるが、間数によつてついております。それから定時制の場合にはやはり定時制手当がついておる。そしてまた科学技術者であるという事で、定時制の高等学校の工業科の場合にはそういうふうな初任給調整手当がある、こういうふうな形で、本俸のほかに、定時制の工業学校の教諭を考へてみた場合には、三本の特別手当がつく、こういうふうな格好になると思ふのであります。そういうふうな手当々々の関係で初任給といふものを押さえていく、そして初任給は低くして調整手当というふうなものでカバーをしていく、こういうふうな考え方で今後も給与政策というものが進んでいくものかどうか。この給与のあり方というものについてどうなればならないとお考へになつておるか。最近の傾向を見てみますと、高等学校の場合には別な給料表を使う、小中学校の場合には高等學校よりも格の低い給料表を適用する、大学の場合には大学の給料表を適用する、という、給料表においても三本のそういうふうな制度が行なわれておる。そしてまた今話に出ておりますように、学科に

よつてあるいは学校の種別によつてそういうふうな調整手当が一人で三本もつく人がある。中には、同じ高等学校の先生でありながら、今度初めて初任給調整手当が千円しかつかない。いわゆる学校の内部におけるところのいろいろな勤務条件は同じような状態でありながら、そういうふうな調整手当によつて明らかに差別がついていくというふうな給与に対するところの政策で今後進めていかれるつもりなのか。それとも今回の給与についてはやはり限度はこの程度までであつて、将来は初任給を引き上げて、そして全体の給与の上におけるとの合理的なものを打ち出していくのだ、こういうふうな含みがあるのか。こういうふうな積み重ねの形において初任給は低く抑えていくというふうな考へ方、今後とも終始していかれるかどうか。そういうふうな給与に対するところの文部省の政策というものは、一体どういう方向を向いていかれるかをこの際明らかに示し願ひたい。

○福田(兼)政府委員 お尋ねの点は非常に根本的な問題と思ひますが、現在の給与制度を根本的にどうするかという問題は、単に地方公務員だけでなく、国家公務員と関連した問題であると思つております。お話しのようにいろいろ産振手当あるいは定時制手当あるいは僻地手当といったような各種の手当が現在つけられておりますが、それによつて今お話しのように、ある者は職務の内容あるいは学歴あるいは知識の程度というものでございまして、いろいろの配慮がなされておりますが、こうしたいろいろな各種の手当自体をつけるということも、これは給与制度

自体からいいますといろいろ考慮すべき点があると思ひます。しかしながら、現在の初任給自体が国家公務員の初任給に準じてこれを制定されておりますので、従つて端的に申し上げますと、それらの各種の手当が出て参りました事情なり理由というものが一々やはあるわけでありまして、あるものは議員立法によつて手当が支給されるようになったというふうな事情もございまして、やはりそれぞれ理由があつて、それに基づいてそういう手当ができたものと考えております。従つて今直ちにこれをどうするということはお答えしにくいのでありますけれども、文部省といつたしましては、将来の方向としては、漸次そういう手当を総合いたしまして、より合理的な制度が考へられるならば、より合理的なものにこれを改めていきたいという考へ方はいたしております。これを将来の問題として十分検討して参りたいというふうに考へております。

○村山委員 初中局長の答弁は大むね妥当であると思ひます。大体学校、特に高等学校の場合は、私もいろいろ内部に入りまして、学校の先生や校長にお会いいたしました。こういうふうな特別手当がたぐさんあるところ参りますと、学校の職員の融和といひますか、学校教育といひますか、一体的になされなければならぬときに、産業教育手当を受ける先生は産業教育手当をもち、あるいは定時制の場合には定時制手当をもち、さらにまた特殊の学科の場合には初任給調整手当をもち、そういうふうな人があるかと思ふと、何にももらわないで、黙々としてクラブ活動やその他の自分の職能に

応じた仕事をやっておる人もおる。そこで学校としては困り果てた末、そういうような場合には何らかの措置を講じなければならぬということ、PTAの会費の中から、そういう手当のつかない先生に対しては手当をやる、こういうような方法を一つとっている。それからもう一つは、大学進学のためと称しまして、普通学科の先生たちは、一時間について百円ぐらいの聴講料というか、補習料というものを勝手に学校の方として、その中で、一時間の講師手当という形で百円ぐらいを出している。こういうような形において、学校の全体の職員の給与のバランスを辛うじて学校当局がとっている。しかもその財源は、公費的なものにとるわけに参らなから、父兄の私費にたよっておらなければならぬ。こういうような格好になって参りますと、一体授業料を納めて学校に子供をやってる父兄——そういうことから考えますと、まことに何かしな格好になってきて、国の給与政策のアンバラの結果が学校現場に生寄せをされてる。そういうような実態というものが生まれてるんだということを十分認識をしていただきたいと思います。その実情をあなた方は調査をされておるかどうか。その点はどうなんですか。

調査されておるのあれば、高等学校の校長会なりあるいは組合から、そういうものに対するところの不平なり不満というものが出てきていると思う。そういうものに対してどういうふうな今後解決していくんだというその方法を、今局長は合理的なものに今後切りかえていくように検討をいたしたい、こういうようなことをおっしゃっています

が、何らかの方向づけがすでに生まれてあるかどうか、こういうことについてはいかがですか。

○福田(兼)政府委員 その問題につきましては、正面の問題としては、先ほど私が申し上げましたように、合理的な給与制度というものが打ち立てられるまでは、いろいろそういう今お話しのような点が確かにあると思います。従って私どももいたしましては、将来この初任給の問題につきまして十分検討したいという考えでおるわけでございます。

また他面、おっしゃいましたようなPTA負担の問題の一部とも考えられますが、PTAの負担になっておりますいろいろな教育関係の経費につきまして、いろいろ実態を調べております。給食その他の関係の職員の経費をPTAで負担しているとか、あるいはまた当然公費で持つべき建物その他の関係の経費を従来持つておったとか、いろいろ必要な要素があるわけでございます。今おっしゃいましたように、あるいは先生の手当にかかわるべきもの、あるいはまた修学旅行等の際の旅行費の負担というようなものも、一部あるようでございます。従いまして方向といいたしましては、やはり公費で持つべきものは公費で持つというふうな建前にいたしまして、それに相当する財源措置を講じなければならぬというふうな考え方で進んでおるわけでございます。従いまして、御承知と思いますが、従来文部省といたしましては、PTA負担の軽減をはかりましたために、地方財政計画の中に年々財政措置を講じて参ったのでございますが、三十七年度におきましては、そういう税

外負担の解消をよりかはかる意味におきまして、約百億円の財源を計上いたしております。とにかくそういう方向で、PTA等の負担しております公費で出すべきものについて、財源をできる限り充実していくというふうな方策とあわせていきたいというふうな考え方でおるわけでございます。

○村山委員 一般論としましては、地方財政計画の中で百億円の父兄負担の解消をはかるための財政的な措置がされる、これはよくわかる。しかし、それは本来公費でまかなわなければならぬようなものを、父兄負担の解消という部分からは正をするところの経費であって、そういうような点から、今後、給与に関するようなものをPTA会費の中から支払っているというこ

とは——本来給与については公費で持たなければならぬものである。にもかかわらず補習手当とか、何とか手当というふうな形で調整をとらなければならぬような状態に現在あるという事態、これはこの百億円で全然できません。百億円があれば、そういうような高等学校の補習料といいますが、給与のアンバラを是正するために学校自身がとっているような費用まで、あなた方は是正できるとお考えにはなっていないんじゃないだろう、その点はどうですか。

○福田(兼)政府委員 地方財政計画に計上いたしました百億円の税外負担の解消の経費をもって、高等学校の教員の給与の是正という面をカバーできるかどうかというお尋ねのようでございますが、それは私は本来そういう趣旨のものではないと考えております。これは別の問題と考えております。従っ

て高等学校なりあるいは小中学校の先生方の給与自体をどうするかという問題はございましてけれども、これは先ほど申し上げましたように、一般の国家公務員の例に準じてきめていくという建前でございますので、この給与そのものの以外のものについて、学校の経費等においてPTAの負担となっているものを解消していく、こういう趣旨でございます。従ってもしそれに似たようなもので何かPTAの負担になっているようなものがあれば、そういうものが一部含まれるかもしれない。建前から申し上げますと、全体をカバーするというようなものではないということを申し上げておきたいと思っております。

○村山委員 おっしゃる通りに、そういうような、本来公費でまかなわなければならぬ給与に類するようなものを、PTA会費でまかなうということ、これはPTAのあり方自体にとってもおかしなことであるし、給与政策の上から考えても、こういうようなことは絶対にあってはならないのです。また公務員法の上からいっても、ほかの仕事をやりがら勤務時間内において他の給与を受けるというふうなおかしなことはあり得ないことなんです。あり得ないことが現実においては起こっている。こういうような問題をあなた方行政当局としてはお考えにならないわけにはいかない段階にきている。それはやはり現在の給与制度そのものは、いろいろ理由があつて法律が生まれたことは事実なんです。産業教育に携わる先生方の苦勞を考えた場合には、そこに産業教育手当というものをやらなければならぬ、定時制の教育振興の

ために定通手当というものの必要である、あるいは初任給調整手当というものも必要である、こういうようなことはそのときの事象によつて当然の姿として生まれてきたことは、私も認めかねながら今度のは全体の給与政策の上から考えてみた場合に、今日どういうような現象が学校の現場において現われているか、こういうような上からわれわれの給与政策はこういうような政策でなければならぬという一つの文部省の大きな方針というものがなければ、今後の日本の教育行政を進めていくことは不可能じゃないか、私はこういうふうな考えざるを得ないのであります。

そこで先ほどから局長からはいろいろと御答弁もいたいただいて参りましたが、長谷川政務次官がお見えになりましたので、そういうような政治的な判断というものは大臣なりあるいは政務次官から御答弁を願うのが、給与政策に対するところの文部省の態度というものであらうと思ひますから、政務次官からお答えを願ひたいと思ひわけます。

○長谷川政府委員 お答えいたします。今の給与体系が非常に複雑であることは同様に感じております。そこで今度の場合は、初任給手当などの問題についても、文部省としては格段の努力をいたしたつもりであります。全般的に複雑な問題についてはやはり検討を進めながら、私たちとしてはなるべく合理的な方向に持っていくように努力したいと思っております。

○村山委員 そこで私は、これは局長でもよろしいわけですが、教職員の給

与というものはたしか昭和三十年まででしたか、教員だけの調整手当というものがあつたように記憶をしているわけですが、これは二号俸普通の公務員よりも高かった。それがだんだん時代の流れを経て二号俸高いものが一号俸高くなるようになり、そして最近においては、他の公務員との間に給与表自体が同じような状態に相なっていると考えられるわけですが、元来学校の教職員というのは超過勤務手当がない。その超過勤務手当に見合う分として、昭和二十五、六年ごろは二号俸の差があつた。それがだんだんおかしなことになるので、今日においては差別がないようになつてしまつてゐるかと思ひます。そうなるに相なつて、当然学校の教職員の勤務実態というものが一体どういふふうになつてゐるか、こういうふうな上から超過をさせない方針というものが、一つの方針としては考えられるかもしれない。しかしながら現実には超過勤務をやつた場合においては、それに対する超過手当を支払うというのが当然の姿として現れてゐなければならぬ。ところが文部省自体がお調べになつた教職員の一週間の勤務時間というものを調べてみても、たしか五十一時間余りの勤務時間数に相なつてゐるが、法律によるとこの教職員の勤務時間は四十四時間であり、その差額については当然超過勤務手当の支払いをしなければ、給与の形態の上から、他の公務員との比較の上において考えてゐた場合にはおかしなことになるのじゃないか、こういうことを考えてゐるわけでありすが、すでに千葉県の人事委員会でありすが、教職員に対しては超過勤務手

当を支給すべきである、こういうような結論が出されてゐるやに承るのであります。給与政策の上から教職員の勤務量というものを、あなた方がどういふふうに出すか、それにふさわしいところの給与体系というものはどうなればならないか。特に千葉県の人事委員会あたりでそういうようなものが出されてゐる、県知事等に報告がなされた。そういうような現状からあなた方は、給与に対するところのあり方を、超過勤務の問題についてしほつて考へた場合に、どういふような態度をおとりになるか、としておられるのかを承りたいのでございませう。

○福田(兼)政府委員 先ほど御質問の中にありました調整手当というお言葉のようでございまして、これは調整手当でなく調整方法のことじやないかと思ひます。これはかつて教員につきましては一号ないし二号高いものを支給しておつたわけではございませうが、あの当時いろいろベース改定等の関係から、教員の給与の実態を考へて、それを引き下げないようになつてゐるやうないろいろな要望もありまして、そういう調整方法を設けて、給与の実情に合うやうな措置を講じたわけでありませう。それは今ございませうけれども、国家公務員と地方公務員の場合同じでございまして、教員の勤務の特殊性におきまして、教員の勤務の特殊性と申しますか、そういうものから考へまして、初任給におきまして、国家公務員の場合には一万四千二百円でございませうが、教員の場合には大学卒上級甲と比較して約五百円高くなつておられます。従ひましてそういう初任給の問題その他教員の事情に合うやうな俸給制度というものを現在とつてい

るわけではございませう。従つてできる限り教員全般について給与をよくしようという考え方は、従来とも変わりがないうわけではございませう。

それからただいま御質問のございまして超過勤務の問題でございませうが、これは教員の勤務の特殊性という点から、従来超過勤務という考え方はつていないのでございませう。しかしながら一週間の勤務時間と給与の算定方式等から、最近超過勤務の問題につきましてもいろいろ議論があるというところは御承知の通りでございませう。私どもは、従来の教員の勤務の状態から考へまして、一般の公務員とは相当違った特殊性を持つてゐるものだと考へてゐるわけでありませうので、従来の超過勤務制度を考へないこの給与制度というものにつきましても、現在もその通りに運営されてゐるわけではございませうが、将来の問題としてこれを検討する必要があるかどうかという点になりませうれば、いろいろな観点から検討して参りたいと思ひます。

○村山委員 私は超過手当を支給すべきであるという考へ方をとらない方がよいのじゃないか、というのには、超過をさせないやうな勤務条件というものを文部省としては作るべきではないか。その考へ方が正しいのであつて、超過勤務手当を支給して、それによつてカバーしていくという考へ方をおとりになるわけですか。どちらの方向をあなた方は規定づけられておいでになるのですか。

○福田(兼)政府委員 現在は超過手当を考へないというところでございませうが、従つて私どもは現行制度のままでいいと思ひます。

が、しかし先ほどのお話のような裁判所の見解等もございませうので、そういう点については将来の問題として研究していきたい、こういう趣旨でございませう。

○村山委員 そこで超過はさせない方針、超過という制度は方針としてつていない。そうなりますと超過勤務をさせないやうな指導方針というものがなければならぬ。そういたしますと、文部省は教育課程の改正をおやりになる、その中で学校に配属するところの教職員の数は、教育課程の改正はやつた、そして新たに道徳科といふものを教科でない一つの形として作られたわけですが、そして最低の授業時間数、最低のそういうような基準制というものを新しく改定してお作りになる、その基準制に学校現場は拘束をされる、そういうことになつて参つておられます。そして中学校の場合にも選択教科の時間数等をふやしまして、いろいろと教育内容を改善し、学力の水準を引き上げていくんだ、こういうやうなことで方針はお作りになる。ところが一方それと合つたところの職員の配置数はお変えにならうとしない。従つて現場の教職員の配置数からいって参りますと、人数は変わらないのに、ますます学習指導要領の改定等によりまして、教職員の教育量、教科指導の時間はふえ、教科外指導の時間はふえ、あるいは学校行事その他のクラブ活動の時間はふえてゐる。しかもいろいろな事務の繁雑というものは、地方教育行政機関が生まれまして、各種の資料を作らなければならぬ、ますます繁雑をきわめていくという格好になる。そして新しい時代に即応していく教育

がなされなければならないというので、いろいろな研究集会等もひんぱんに開かれる。こういうやうな格好で教職員の勤務時間というものは飛躍的に増加の一途をたどるのみであります。それに対するところの対策は講じないでございませう、あなたの方では超過勤務というものは認めていないんだから、超過をさせないやうな指導をするんだという考へをお考へにはなつておりながら、それと相反するやうな指導というものが現実においてはなされてゐる。こういうことになつて参りますと、一体文部省の教職員のいわゆる管理といひますか、教職員に対する勤務条件というやうなものについては、あなたの方の日教組の代表と団体交渉、団体交渉という言葉が悪ければ、会おうとせられないわけですが、勤務条件の問題についてはそれは都道府県教育委員会がやることだ、こう言ひながら一方においては国家権力の名においてやういふやうな指導要領等を改定をされて、そして勤務時間が上がるやうになつていく、それに合つたところの教職員の配置はやらぬ、こういうやうなことで超過勤務をせざるを得ない実態に追いつて、超過勤務はないにもかかわらず、明らかに超過勤務命令は出てゐないけれども、何らかの形において校長が超過勤務をさせなければ学校の機能はストップをする、こういうやうな実態が生まれてきてゐる。そうならば当然超過勤務した者については裁判所は超過勤務手当を支払ひなさい、こういうやうな命令をせざるを得ない。こういう形になつて参りますと、これはただ給与の一形態の考へ方だけで済むのでなく、この教職員の勤務時間な

り勤務条件なり、そういうものとの関連性というものが当然学校指導要領等の制定にあたっては考えられなければならないわけですね。そういうような総合的な立場に立って教職員の勤務というものの対する、あるいは給与というものの対するところの対策を、どういうふうにお考えになり、どういうふうにしようとお考えになるのかを、この際承っておきたいと思ひます。

○福田(兼)政府委員 おっしゃいましたように教員の勤務時間、勤務量がいりふえてきつたところ、ということ、私は、私どもも現実の問題として認識をいたしておるわけでございます。

そこでこの問題をいろいろ考える場合におきまして、根本的な問題として私どもが考えなければならぬ点は、やはり教員の定数の問題じゃないかと、いうように考えるわけでございます。

従って現在の教員の定数につきまして、これは御承知の通りに、小中学校あるいは高等学校につきましても、定数法によりまして一定の基準に基づいて算定された定数が配当されるわけでございます。小中学校の場合におきましては御承知のように昭和三十四年度からこのすし詰め解消という点に重点を置きまして、そして教員の定数を充実していくというような考え方で、逐年小中学校の教員の増員をはかって参ったわけでございます。従ひましてこのすし詰め解消も、三十八年におきまして小中学校はこれは今の計画から参りますと一応完了するわけでございます。従って定数の算定等につきましても今後定数法のやり方をどういう工合にするかという問題は、今村山委員のおっしゃいました問題と関連してくる問題であらうと私は考へております。

そういう際に十分教員の勤務量等を勘案いたしまして、定数による措置等を考慮していただきたい、こういう心組みでおるわけでございます。

○村山委員 そういうような考え方で、そろそろ初中局あたりで検討をしておいでになるということは、私もお伺いしてまことに喜ぶべき傾向であるとは考へております。しかしながら現実においてあなた方はこれだけの基準が示すものを、どれだけの授業時数において、そしてほかの教科指導あるいは教科外指導の時間数というものはこれでなければならぬ、そういうふうな科学的なデータというものを、一つモデル的な意味においてどここの学校に実験をしてみようじゃないかと、あるいは国立教育研究所あたりでそういう根本的な問題についてどういふふうな状態で解決をしたらいいかというふうな問題を、何かそういうふうな一つの試みをなされた事実が、ありますかどうかです。

○福田(兼)政府委員 定数の改定等に関連いたしまして、そういう実態の調査なりあるいは科学的なよるべき資料を私ども得たいと考へております。教育研究所で最近調査したものがあるか、どうか、私は今ちょっと記憶いたしておりませんけれども、数年前に文部省の調査局におきまして、実態調査を一部分でございまして、そういう資料はできるとございまして、そういう資料はできる限り私どもの方でこれを利用させていただきます。と、実態に合うような考え方をとりたいという措置はして参つたのでございまして、しかしこれは数年たてばまた事情が非常に変わってくると

いうことは、これはもう御承知の通りでございます。従って今後より正確な調査資料を求めまして、改定の際には十分それを活用したいという気持ちでおります。

○村山委員 初任給調整手当を、高等学校のみならず小中学校学校まで一律に千円あるいは二年目には五百円、こういうふうな形で引き上げていくことについて努力をされたことに対しては、私も敬意を表したいと思ひます。しかしながら、この中でやはり考へなければならぬのは、教員の給与というものが勤務に見合い、そしてその職能に見合うものでなければならぬ、これはもうちろんであります。それに生活の保障というものが成り立っていると考へるわけでありまして、そういうふうな立場に立って今日各組合が初任給の引き上げというふうな要求運動をいたしていることは御承知であらうかと思ひます。特に公務員の場合には最低賃金として一万二千円というものを公務員共闘会議あたりにおいては要求いたしておる。そうしてはか職種の最低賃金は八千円というふうなことで、年令別によるところの最低賃金制確立の要求と相待ちまして、公務員の給与はどうかあるべきかというふうなことでそれぞれ要求をいたし、大幅な賃金引き上げ要求をいうことでたしか五千円の賃金引き上げ要求をいたしているかと思ひます。要求をいたして、文部省は、今日の給与形態の上において、先ほど申し上げました、そして初中局長も御認識をいたしておられますように、今日の給与においては非常に不合理な面がたふさんあるので、これを合理的

に検討しなければならぬ段階であるというところになっておりますが、その場合において、この初任給の引き上げと相待つて賃金を一月五千円引き上げていくという大幅な賃金引き上げの要求に対するところの文部省の考え方、それに対するところの政府の態度、こういうふうなものがやはり今日の所得増進政策、高度成長政策の中においては一つの政策として考へられなければならないし、またそれに対するところの文部省の見解というものも、お持ちにならなければならぬと思ひます。国家公務員に対する場合に内閣全体の問題であるから内閣委員会であつていくのだ、こういうふうな考え方もあります。けれども、教職員の生活の問題等を非常に心配を考へていかなければならぬ立場にある文部省としては、やはりそういうふうな教職員の職種の特殊性とかあるいは職能、それと同時に最低の生活を支えていく場合の給与はどうかあるべし、こういうふうな一つの総合的な見解を政務次官等はお持ちになつて、そしていろいろとお働きを願わなければならぬかと思ひますが、文部省の大臣なり政務次官は賃金引き上げ要求に対してどういふような見解をお持ちになつていらっしゃるかを、この際承つておきたいと思ひます。

○長谷川(兼)政府委員 だんだん御議論のありましたように、教員の給与は非常に手当等々が種類別になつておりまして複雑であります。これがだんだん合理的に向かうように努力をしたいという念願を持って、今度の場合でも初任給手当についてもいささかでありまして、努力した格好が御審議願

っている理由であります。やはり学校の先生の給与というものは古き時代を見ましても割によかつた。でありますから、質のいい先生が一ぱい出る意味におきまして、やはり学校の先生の給与というものは、その職業を聖なるものとわれわれが尊敬しているゆえんからいたしまして、大いに努力して、ほかの給与体系の中においても私たちの要求をいれさせて御期待に沿うように努力して参りたい、こう思つております。

○村山委員 ほかに賃金論をいたしましてはまだまだ皆さんの僻地手当の問題やその他の諸手当の問題もありまして、また現在の給与表の適用の問題、あるいは学校種別、学歴の段階に依するところの不合理は正の問題等々たくさん内容的には論議すべきものがあるわけでございますが、ほかの方も質問をする用意がございまして、私は最後に要望だけを申し上げて質疑を一応終わりたいと思ひます。

それは今度の初任給調整手当の中で人事院との交渉の結果、大体的に見通しが、三月の中旬ごろにおいて全部の先生に適用される、こういう見通しでございますので、その分だけは初任給が引き上がることになりまして、それ自体はいいことであります。しかしながら一年目は一千円引き上がる、二年目は五百円で終わる、三年目になるとそれがゼロになるという形の中では、当座の一年、二年間は何かとさういふふうなやつていけますが、三年、四年、五年とたつにつれてかえつて普通の公務員よりも昇給の度合い等において――昇給率は同じであります、が、公務員

の場合は職階制賃金体系をとっておる、そうなる参りますと教職員の場合は比較的職階制賃金の体系が薄らいでおるわけですね。同じ大学を出てはかの公務員のポストについていた場合と、教員という一貫した一つの勤務形態の中で進んでいった場合においては、十年後においては相当な実質上の給与の開きが生れてくる。さらにまた大学を出て教員あるいは公務員にならないで民間に入った場合においてはさらに大きな格差が出てくる、こういう現実の事態があるわけですね。従いまして優秀な教員を教壇に確保していくためには、現在のこういう当面の事態を何とかして押し切っていくべき、一ぺん教員になればもう教員の生活が忘れられないから、あとはそのまゝいくだろうというような対症療法的な考え方ではなくて、もっと抜本的な給与に対する考え方というものを立てていかなければ、今大学に入っているとこの教育学部の学生の質あるいは学芸部の学生の質等を考えてみますと、日本の教育を背負って立つ教師が、将来において非常に質の悪いものに低下していくのではないかと、この点を私は危惧の念を持っており、その中で、そういう方向においても勤務条件の内容改善をはかると同時に、給与の改善については積極的に施策を編み出していただいて、それを内閣の方針に持ち寄っていただいて、あるいは人事院等にも働きかけていただいて、教育を振興するという立場から真剣に取り組んでいただきますように要望を申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○櫻内委員長 山中吾郎君。

○山中(吾)委員 この法案について私も質問をいたしたいと思うのですが、今の給与に関するいろいろな手当は非常に多岐にわたって、ちょっと複雑で整理ができないわけですね。ちょっと見ると、いわゆる労働手当というのか、超勤のような労働過重に対する手当、それから研修のために必要な研修手当ですか、さらに校長の管理手当というものは、これは何が目的なのか、政治的の給与といえれば政治的の給与だと思ひますが、そういうことを考えないで言ってみると責任手当というのか、責任を目的とした手当なのか、それから教員の不足を補充するための教員誘致手当というのか、そういう四つづついろいろの目的があって、雑然と文部省では思ひつぎに手当を逐次出していったように思ひます。今村山委員も言ったように、手当の整理をする必要があるのじゃないか。今私が言いたいわけは目的で種別をいたしますと四つづつになるのですが、その点について局長は手当てに関する全体としてのあり方、教員管理の立場から今のような手当てについて何か根本的に改善するための準備を文部省の中でされておられるのかどうか。そうでなければ私また要望しなければならぬと思うのですが、たとえば中教審にそういう諮問をしたことがあろうのかどうか、中教審に諮問をしたときにどういふ顔ぶれを、給与手当の原案を作成する委員として出しておられるのか、そういうこともお聞きしておきたいと思ひます。

○福田(繁)政府委員 お述べになりましたように定通手当、産振手当、僻地の手当といろいろございまして、それらのものにつきましてはやはり給与の合理的な制度ができるまでというふうな考え方も一部にはあると思ひますけれども、それぞれ目的、その必要性に応じてできたものと考へております。従ってこれを合理的なものにするにはやはり相当研究しなければならぬと思ひますが、事務的には絶えずそういう問題について私も検討は加えております。しかしお尋ねのような、最近中教審にこれを諮問したということはございせん。また特別の委員会あるいは調査会を設けて、それを検討しているということも別にございせんがこれは今後私も十分研究をして参りたいと思ひております。

○山中(吾)委員 次の委員会までに、現在支給している各手当の目的と額、その一覧表をいただきたいと思ひます。私はこの暫定手当について実は根本的に反対なんです。学校管理の立場からいって、同じ学歴の者に学科の担当が違つたために給与の差をつけるのは、校長は管理はできないと思ひます。そして教員の不平不満という、非常に気持を小さくして、いわゆるお互いの中に不平不満が出てきて、これは教育環境にとつて私はマイナスだと思ひます。ただし教員の誘致を目的としてこういうことが現れておられるのだと思ひますが、こういうやり方ではない、もっといい方法がないものかどうか。これはもう少し根本的に検討してもらふ必要があると同時に、同じ教員誘致のためには手当に僻地手当があると思ひます。もしやろうとすれば、教員の住宅がない場合住宅手当を出すとか、僻地の教員を誘致する場合に僻地手当ぐら

いじや非常に不合理なものがあるのじゃないか。一方で学科関係で教員不足のものに調整手当まで出してやるならば、僻地だって出したらどうか。しかも僻地手当についてだんだんと範囲を縮小してきておられるですね。バスができた、何ができたで給与を下げたりいろいろと下げてきておられる。そして暫定手当ですか、属人手当、属地手当を三十七年の三月三十一日で切るといふことになっておられるのですが、この点、学科関係の教員を誘致するための調整手当を厚くして、一方に僻地手当をだんだんに切っていくというのは私は反対なんです。僕が考へるこの目的が正しいとすれば、一方大都市では文化生活ができる、僻地の方はバスができて、こっちが便利になつてもこっちの方はさらに便利になつておられるのだから、その文化生活の格差は変わらないです。教員不足で教員を誘致するためには郵便局が近くなつたということですが、それを撤らしていくということ、私は僻地教育に対する理解がないと思ひます。どこに行つても山村においては、こちらのほうがよくなつても県庁の所在地や他の都市はさらに条件がよくなつていくわけですから、こういうものをだんだん削っていくという給与方針には私は反対なんです。宮城県出身の次官もその辺は実感を持って考へておられるのですが、三十七年度の僻地の暫定手当を一方的に打ち切るということではなく、さらに引き延ばしていくという方針をここで明らかに示しておいていただきたい。

○福田(繁)政府委員 僻地手当のお尋ねでございますが、僻地の指定の問題はいろいろ各地の要望もありますので、私どもは極力僻地指定の問題につきましては根本的に実情に応ずるような指定をして参りたいと思ひております。ところで、その手当の問題でございしますが、今の省令によりますと、暫定一級地となつておりますものにつきましては三月三十一日でもつて一応切れるわけでありまして。しかし今もらつておる暫定一級地の手当をそれによつて全部落とすといふことは適当でございせんので、関係省と相談をいたしまして、とりあえず三十七年度は据え置きまして、その後年次計画的に、少なくとも四年間ぐらゐの間にこれを漸次一級地になるように解消していくべき、こういうような心組でこの規則の改正を今行なうとしておるところでございます。従つてこの三月三十一日でも切つてしまふというやうな、いわば既得権打ち切りというやうな考え方は私どもとしてはいたしてないわけでありまして。

○山中(吾)委員 これは次官に聞いておきますが僻地手当は、先ほど言つたように、各手当の目的の中で教員の赴任を好まない地域に教員を持つていくことを目的とした手当なんですね。だから僻地というものは都市と比べて相対的概念だと思ひます。バスができたから僻地でなくなるというのではなくて、こういう教師政策の場合については、その地域の文化生活その他の格差が今までも同じならばやはりそのままそこに赴任せしめるための特別手当は必要なのではないかと。今のような文部省の考え方では逐次そういうところを減らしていくということなので、実際の地方の教育行政から言つたら、バ

スができてそこに赴任さすについて
の困難さは同じなんです。そこでこ
ういふものは漸次減らしていくとい
う方はいかぬと思うのです。その点
、次官は行政感覚でなしに政治的感
覚でお答え願いたい。

○長谷川政府委員 私共は山中先生
のように教壇には立ったことがあり
ませんけれども、僻地の分校はここ八
年間、毎年五十校ずつ歩いておる。で
ありますから、いささかは事情もし
やうなことがあつたので、あなたが
しゃつたような地方の僻地と都市の
設備の整った本校との違い、そこで
教える先生の苦勞といふものを多少
解して同情している一人であります。

今、初中局長が答えましたように、
暫定の問題については点数の足りない
のは減らすといふこと、削るというこ
と——これは局長がお答えしたよう
にそのまますつと置いておくように
きりきめております。

それともう一つは、僻地を先生が
きらうともあるわけですが、非常に
交通が不便であるし、わずかに十名
ぐらゐの生徒で、電気もないところ
で食ひ物を歩かなくてはならぬ。私
は地方を歩きながら、ああいう僻
地で教える先生は三十人、四十人も
先生がいる本校の先生より地域社
会に対する責任もあるし、生徒を直
接に指導するほかに個人的な影響力
等いろいろな苦勞が多から、僻地を
一ぺん経験したような先生方の異動
の場合には、なるべく栄転できるように
——昔の場合ですと、もう役に立た
ぬから僻地にやれといふ先生もあつ
たように聞いております。

しかしながら今からは、ああいう苦
勞をして教育をするそふした先生方
が、

教育界の中においてどんどん伸びて
いくという榮進の方法なども考えた
だくように、実はお願いもしているよ
うな格好でございます。そういう格好
で、山梨なり宮城の方を取り上げるよ
うにお願いしておるのでございまし
て、そうしたところの御指導をお願い
できることによつて、先生の地位の向
上といふものと合せて経済的な問題
にしても、あなたがしゃつたよう
なことを加味しながら僻地教育の振
興といふものに当たつていきたいと考
えております。

○山中(吉)委員 榮進したつて経済
的に苦しいけれども、今、今、今、今
経済的な問題を限つての語なんです。
だから僻地の場合については、バスが
できたりその他で、大蔵省の關係で僻
地の指定についてどうしても説得がで
きないならば、住宅のない人には住宅
手当といふ新しい手当を創設してやる
とかいふ考えを持たなければ、今のよ
うにだんだん点数を減らしていく方向
で一年延ばすといふだけの行き方は私
はだめだと思つてゐます。とにかく現
実に地域の生活に格差がある限りは、
そこに行く先生はいやがるわけではな
い。旅費にしても岩手の僻地にある先
生は、盆と正月に家に帰るだけで、そ
のときに俸給が飛んでしまふような
ものです。だからそういうことを公務
員の出張として帰省手当を出せといふ
ふうなことで——ずいぶん離れて、山
から降りてくるのに東京に来るぐら
いの時間がかかる。こういうふうな
ところからいって旅費のことでも考
えてやらなければいかぬ。一方的文
部省が僻地手当を少し便利になつた
から減らしていくと、暫定的にこの
省令で一応何年度まで

でとどめるといふ考え方はよろしく
ない。そういう方向では教育の機会
均等からいって、決してよい先生を
持つていくことは不可能です。別な手
当をまた出して、一方に僻地の關係に
ついては漸減しなければならぬらば、
補うものを反対に考えなければいかぬ。
そういうことを検討してもらいたい
と思ふ。一つ次官からその点をお答
えいただきたいと思ひます。

○長谷川政府委員 御趣旨のよう
に考えていきます。

○山中(吉)委員 それから旅費の
關係ですが、これは手当關係だから
いいに聞きたいのだが、一番肝心な
ことは旅費が少くないことです。本年
度予算は四千八百円とまことに少な
い。これは数年前には要求は七千
円ぐらゐ出しておりましたが、そう
いう程度のものできてよく趣旨に
合ふと思つてゐます。次官に認識し
てもらわなければならぬことは、教
育公務員は、その職責を遂行するた
めに、絶えず研究と修養に務めなけ
ればならぬ。その次に「教育公務
員の任命権者は、教育公務員の研
修について、それに要する施設、研
修を奨励するための方途その他研
修に關する計画を樹立し、その実施
に努めなければならない」と、これ
は法律的義務があるわけですね。そ
うすると先生一人あて四千円ぐら
いといふと、県庁の所在地へまづ年
に二日間、三百六十日のうちで二日
間泊まつて研修するといふことにな
ると、旅費として一万円はかかる。
それを三、四千円ぐらゐ計上するこ
とは、理屈から言つて法律違反の計
上だと私は思ふ。そういう理

論を立てて大蔵省關係の旅費につ
いての認識を変へさす必要があるの
ぢやないかと思ふのです。現実には
赤字でみないかと思ふのです。現実
に赤字でみないかと思ふのです。現
在に出で、一人分の旅費を二人で分
ける。一人の者が旅費の受け取りの
判を押して二人で出ている。教員に
そういう詐欺をやらざるを得ないよ
うな旅費なんです。はなはだしとい
うときに一人の旅費を四人に分けて
一人が判を押しておる。これは正當
な旅費を要求する権利がある、正當
な旅費を渡す義務があるが、正當な
旅費を受け取つていない。一人の者
が判を押して正當な旅費を渡した
ら、三人で分けてそれを公の席上
で論議をしますと、判を押した先生
たちも責めなければならぬやうな矛
盾が出るわけなんです。こういう
關係の改善をすれば、私は調整手
当なんて、教員の職員の空氣を悪
くするやうな姑息なことをしなく
てもできると思つてゐます。

その点本腰を入れて文部省で検討
してもらひたい。大蔵省に對しても
啓蒙しなければならぬと思つてゐ
ます。役人の旅費は正當な旅費で
堂々と出ている、一般の教員は旅
行する必要がある、それはその通り
ですが、會議の旅費でなくして研
修の義務があるのですから、年に二
回ぐらゐは出すだけの正當な旅費は
計上すべきだ。これは財政上の問題
を越えて私は要求すべきだと思
つてゐる。これも三十七年度にお
いて、根本的に改善するように政府
は努力してもらわなければならぬ。
そこで次官の決意を一つお聞きして
おきます。

○長谷川政府委員 今山中委員の
おっしゃつたやうなことを、私も地
方を歩

校の先生が詐欺をしなければならぬ
といふ話まで出された、その実情で
すね。たとえばバスの定期ですと、
補助金がくるから定期券を買つて、
あとは払い戻して自家用で通わざ
るを得ないとか、PTAの方で今の
やうな研修旅費の場合に負担しな
ければならぬといふ、いろいろなや
りくりをしてゐる話も聞いておる
ます。ことは局長から、お話があつ
たかと思ひますが、四百円ほどふ
やしてはおりますけれども「汽車賃
が上つた分だけだ」と呼ぶ者あり、
まあ実績程度を計上して、府県に
對して研修旅費等の予算について
は増額するように指導もしていき
たいと思ひますし、そういう現場
の事情をやはり文部省で實際に扱
つてゐる方々にフランクに御認識
いただいて、その氣持において努力
、改善するように持つていかねば
ならぬ、こゝろ思つて、私もいささ
かそういう努力をいたしますことを
ここに約束いたします。

○山中(吉)委員 次官の答弁では
十分認識してないと思つてゐます。
たまたまは大蔵大臣を呼んで——
この辺は法律違反だと思ふ。原則と
して教員には少なくとも年に三回
四日の研修機会を与へるといふ法
則を打ち立てれば、それに基づいた
正當な旅費は計上するといふことが
當然だと思ふ。こういう三十条の
研修規定があるのだから、一種の
義務支出としてやらなければならぬ。
確固たる行政的信念で交渉しなけ
ればいかぬと思つてゐます。ことに
僻地の場合については、研修する場
所が県庁の所在地その他で遠いであ
らう。そういうものがまた一番不利
になつてゐるわけなんです。だから
一方に、僻地教育振興の面からそ
の不便なところに教育セ

ンターを作って、少し指導主事か何かを駐在させて、そこで研修をやるというふうな論も出ておる。それも一つの方法であるが、研修の旅費が公平に使用して、勉強する機会を与えるということとを私は考えなければならぬと思う。長谷川次官の答弁は少しも実感が入っていませんよ。それでは私は実践的熱情がそこに裏づけられていないと思う。いま一度お答えをしてもいいと言いつぱしになる。

○長谷川政府委員 実感が出てないと言われますが、これは——なものであります。あなたの方のように——から出ていけば実感が出るかもしれませんが……私は地方を歩きながら、そういうことを聞きながら、そういうことについて一生懸命努力することをここで答えておきます。

○山中(吉)委員 ——とは何ですか。——とは何ですか。——とは何ですか。国会議員として話しているんじゃないですか。変なことを言うんじゃないですか。

○長谷川政府委員 今の話は、今のうちに皆さんのお気にさわった点は取り消します。

○山中(吉)委員 ——の代表としてこういう意見を述べておるんじゃないですか。法律の規定からいって、今の旅費はど非人道的なものはないのです。もっとまじめに答えなさい。

それから、この法案については矛盾を感じるの、一方都市においては暫定手当がある。物価手当ということになつてくると、僻地に行けばさらに生活費が高まるわけですね。従つて、僻地手当というものは、教員の誘致に困るから出す手当と、都市における物価手当に相当する二重の性格がある。そう

すると、僻地指定関係の点数だけで減らすというふうなことは不合理である。そこで、文部省では、この手当の目的は何と何だということを明確にして予算折衝をすべきだと思う。分校とかそういうところに行く生活費が高まるわけですね。その点について十分検討してもらいたいと思います。

引き続いて、この手当の相互関係で、こういう法案全体として矛盾のない審議をしたいから聞いておるわけなんです。現代の七、八件にわたる各種手当一覧表を次の機会に出してもいいと思うのであります。

これに関連してちょっとお聞きしておきたいと思つて先ほど少し触れたのですが、中教審に三特別委員会があるのですが、そのうちの第二特別委員会、二十八十月十四日ですか、教員の定数及び給与の問題について審議したような記録があるのです。どういふ内容ですか知らないのですが、諮問をしたことではないという局長の答弁ですから、多分そうではないと思うのです。

が、給与の地域差についての審議とか、あるいは給与条件に関する問題とか、こういうのがあるのです。こういう手当の問題はやはり触れているではないですか。もしこういう給与問題を本格的に検討するならば、諮問案として出して検討してもらいたいと思う。その点局長からお聞きしておきたいと思つておきます。

○天城政府委員 私から御答弁申し上げます。御指摘の中央教育審議会の審議において給与問題が取り扱われたことがあるかという点でございませうけれども、御指摘の通り、昭和二十九

八月に義務教育学校教員給与に関する答申というのがございませう。これは先ほど初中局長から御説明申し上げました通り、特に諮問をしたわけではございませぬので、中教審が決定いたしました当初、戦後の教育全般、特に義務教育全般の改善についての包括的諮問を大臣からいたしましたことに関連いたしまして、約八本ほどの中教審の問題ごとの御答申がございまして、その中にこの問題が触れられておるわけでありませう。ここで触れております問題は、すでに御存じだと思ひますけれども、こまかい手当の問題等については、必ずしもわたっておりませぬで、主として給与体系の問題、地方財政の問題、教員の定数基準を明らかにすることによつて給与の改善をはかることというような点が趣旨でございまして、従来のようなきざつてございまして、なお、中教審で将来給与問題をどういふふうにか考へてかというふうな問題もございませうけれども、現在大学問題を取り扱つておりました、次にどういふ点を諮問いたしますかこれはまだきまつておりませぬが、必要な大きな問題になるわけではございまして、その際また検討させていただきます、こう考へております。

○山中(吉)委員 この給与の第二特別委員会の委員というが、主査を書き込んで、こんな人では教員の給与の実態は私にはわからぬと思ひます。全体としてこの中教審の顔ぶれを見ると、ほとんど文教政策の実態を感じて、そうして合理的なものを答申するような顔触れではないわけですね。まず給与の関

係に関連をして聞きますけれども、この第二特別委員会、教員の給与などに関するもの、この三人の委員は給与についてそういうことがわかる人ですか。僻地の教育の実態についてですね。

○天城政府委員 これは中教審の委員の中から特にこの関係について特に御研究願つた委員の方でございまして、当時八木次先生は教育委員会の協会の代表者、児玉先生は私学関係の中高連の代表者、野口先生はたしか中学校長としての立場で御参加になつたと記憶いたしております。もちろんこれは関係の専門の人たちをたくさん呼んで御審議になつたのでございまして、この先生方だけでこまかい仕事をなさつたわけではございませぬで、必要な場合には中教審は専門委員をあげることができるようになっておりまして、私も詳しく覚えておりませぬが、こういう形でやられたのじゃないかと思つております。

○山中(吉)委員 東京に住んでいる人が、こういう全国の非常に地域の格差があり——僻地における教育こそ一番教育精神に燃えて、そして苦勞をしていける。子供の教育も下宿させてやらなければならぬ。大へんな苦勞をしているわけなんです。こういう顔ぶれで給与の審議をされることには私は反対なんです。

関連してお聞きするのですが、中教審の顔ぶれを見ますと、平均年齢何才になるか知りませんが、天野貞祐先生以下大体七十ぐらいの人ばかりだらうと思ひますが、こういう人たちに学校制度の諮問をする。この諮問事項を見ますと、あらゆる諮問をしておると

思ひますけれども、こういうところから戦後の新しい教育制度の刷新案とか、そういうものはできつこないと思ひます。この顔ぶれは、一種の權威を守る機関ならわかるが、実際の日本の文教政策を民主的に改善しようという顔ぶれとしては不適當である。こういうものに諮問をして、ここからの答申で日本の文教政策が進むという考え方は、私はどこかおかしいと思ひます。次官はこの顔ぶれを知つておりますか、感想はどうですか。

○長谷川政府委員 中教審の委員諸先生方は、山中委員のおっしゃる様に確かに教育界の權威の方々でありませう。さう承つております。

○山中(吉)委員 これによると、早稲田大学学長、広島大学、立教大学、各学長、総長、そして小中学校校長もおられるけれども、みな老人。私はこういう顔ぶれについて異議があるもので、もしこれを改善するならば、むしろこれなら国会議員を少し入れた方がいいのです。平均七十代の明治時代の感覚しか持っていない人では何ができるのです。もしそうならば、若干国会議員を入れて——おそらくいなかの人を審議委員にすると、会議の旅費がかかるので、東京に住んでおる者を集めていと思ひます。それならずつといふから来ておる国会議員を入れて、もつと活発な論議をしてやるといふような諮問機関でないか、私は地方教育審議に関する限りにおいては何もできない。そして大臣が責任回避の場所にするだけだと思ひます。諮問をいたしまして、答申はこうなりまして。——大臣はいないのですけれども、長谷川さん、一つこの辺く

入れて、もっと新鮮なものに私はすべきだと思ふので、その点は一つ党内でもどこでもいいですが、論議を沸かしてもらわなければいかぬと思ひます。

○櫻内委員長 それでは次に学校教育に関する件等について調査を進めま

す。質疑の通告がありますので、順次これを許します。山中吾郎君。

○山中(吾)委員 高校急増の対策の中で、県が高等学校の増設計画を立てる。その場合に、現在の予算については補助は工業高校だけであるわけですが、工業高校の設立計画は、文部省においてどの程度にタッチをされるのか。あるいは地方の計画に沿うて補助金その他の措置をされるのか。設置については、何校以上はいけないとか、あの県は幾らだとか、あるいは場所はこの辺でなければならぬという指導を、限界はどこまでとお考えになっているのですか。これをお聞きしたい。

○福田(繁)政府委員 工業高校設置の場合におきまして、これは新設の場合でございますが、各県でそれぞれ地域の配置等を十分考へて計画を立てておられるようでございます。従つて、大

体各県の計画された通りに現在文部省は予算措置を講ずる、こういうふう

にやつておるわけでございます。

○山中(吾)委員 校数ですね。たとえば岩手の場合には工業高校何校建てる、高等学校何校建てる、それはそのまま全面的に尊重されて補助の措置をされるわけですか。

○福田(繁)政府委員 座振の補助の場合と一般校舎の補助の場合と若干方針

は違つておりますけれども、一般校舎の場合は、昨年は補助金も約二億程度で少のうございました。従つて、二年前向きというところで進んだ関係上、各県につきましても新設の補助の対象とすべきものは原則として一県一校という建前をとつたわけでございます。座振の方は、補助はそういうことはござい

ません。計画に従つて補助を行ないま

す。ところで三十七年度におきましては、今度は第二年度になりますので、その点は一県一校というふうな窮屈な考え方ではなく、県の計画を出していただきまして、それに従つて査定するという建前をとつております。

○山中(吾)委員 そうすると、具体的にお聞きするので、わからなければ次の機会でもいいのですが、昨年は岩手は工業高校一校、大船渡ですか、これはたしか認められた。三十七年度はまたさらに一校認められる方針なわけですか。

○福田(繁)政府委員 昨年はおっしゃるよう大船渡一校だったと思ひます。三十七年度は何を申請してこられるか、まだ私具体的に何つておりませんけれども、具体的な計画が出て参りますれば十分検討したいと思ひます。

○山中(吾)委員 県南に一つ認められた。次に県北に一つというのが県の方針で大体県が動いておるようでありま

すから、その点はその方針に沿つて文部省も認められるように希望いたしておきます。

す。昨年一億ぐらゐの予算が出ています。そういう予算を出すならば、教育会館の性格をわれわれに明らかにしなければ——性格を明らかにしないでこ

ういう莫大の予算を請求されることは不適当ではないか。ことにことはす

でに昨年と合せて七億ぐらゐになるわけですから、財団法人にするのか、国立教育会館にするのか、その辺は文

部省において性格をもう明示しなければ、私は予算の審議を国会に諮るべきでないと思ひます。その点はどうな

りますか。

○福田(繁)政府委員 これはあるいは御説明をすでに申し上げたかと思ひますが、教職員の研修等に利用する会館として設置をするという考え方です。今のお尋ねはお尋ねの方式をどうするかというお尋ねのように伺ひましたが、その

辺につきましても、従来関係方面ともいろいろ相談をして参つたのでありま

すが、私どもの考え方としては、これは特殊法人による経営を考えたいという希望を持っております。そういう方向でまだ最終的な決着は見えておりませんが、そういう考え方では現在進んでおります。

○山中(吾)委員 特殊法人というのは、どういふものですか。

○福田(繁)政府委員 これはたとえば日本育英会とか、あるいは私立学校振興会というふうな法律に基づいて会館を運営する特殊の法人を作るわけ

でございます。そういう性格のものであります。

○山中(吾)委員 そうすると何か教育会館設置法とかいう特別法を出される予定なわけですか。

○福田(繁)政府委員 特殊法人になりますと、そういう特別法が要すると思ひます。

○山中(吾)委員 そうすると去年とこ

と合せて、私今ここで予算の数字をはつきり知らないのですが、何億になつておりますか。六億ですか、六億を出しておいて、そうしてそういう法人の場合に法案とかなんとかいふものを出すということが常識のよう

に思ひます。それがどうなんでしょう。

○福田(繁)政府委員 建物自体を建設することはこれは三十七年度予算で完成したいと考えておりますが、具体的にそれが運営され、動き出す場合は三十八年度からと考えております。従つて特殊法人で運営するということにな

りますと、次の通常国会におきまして法案を御審議願うということになるうかと思ひます。

○山中(吾)委員 これは僕の常識論から言ひますと、すでに六億計上して

おる、来年何億計上されるか知らないが……、そうして予算を審議して可決をした。その作つたものがあとで法律ができて、教育会館設置法というものが出来た場合には何か矛盾を感じるの

です。何をやるのかわからないで、六億とかいふような予算をわれわれが可決するといふことは矛盾を感じるもので

です。おそらく政府の方では施設費だ、建てているのだ、各省のいわゆる建物の増築のようなつもりで建てているのだ、できたあとに何にするかということ

は行政の内部で定めて、あとで法律を出して法律を整備してもらふのだ、こ

ういう理屈だろうと思ひますが、どうもおかしい。そんなものですかね。

○福田(繁)政府委員 予算の御審議を願ひます際には、教育会館の大体の目的

的といふものはあわせて御審議願つて

いるわけでございますが、たとえば国立競技場を作る場合におきましても、施設そのものは特殊法人国立競技場と

いう特別な法人を作る以前から工事は

○小林(信)委員 この問題は検討すれば幾らでも問題があるのですが、どういふ法律があるからとか、どういふ規定があるからと云う問題を考えておいたのでは僻地問題というの解決できない。私が今申しましたように、私の県ではそういうふうにお互いの責任でもって一ぺん僻地に行つて、そうして僻地の経験をするなんというのではなくて、お互いが一ぺんは行つて、そのところを守つてこなければだめだといふことで、ある年令を切つて、その年令の人は行つてゐるわけだ。卒業生をすぐ配置する、しるうとはすう考へるようですが、今採用されなから、従つて新規の採用者を赴任させて僻地を充実するなんというのではできないから、中途でもってどんな交代をするという非常手段に訴へてゐるわけだ。従つて優秀な教員が行きますよ。さっきの次官がおっしゃつたやうな、僻地は成績の悪い人が行くとかないとかいふことと逆なんです。普通の先生はそうなんです。ところが校長は成績の悪いのを送るのです。非常に矛盾してゐるのですよ。優秀な若手の教員が責任を持つて僻地の教育を開拓しようといふので僻地に出ていきますが、今度はその長になる校長といふのは、もうやめろと言われてやめるのを、私はもう少しやつていなければ困るのだといふふう拒否した者が一つの懲罰として送られる。そういう校長さんと、今度は新進気鋭の先生たちとは意見が合わない。せつかく僻地にそういうふうな優秀な教員をお互いの責任というふうな自覚の上で送り込んで、経営がうまくいかないというやうなところに問題が出ていますが、これ

も解決していかなければならないといふやうな情勢の中で、私は、何の規定があるから何の法律があるからといふふうなことでもつて問題を解決するに、もつと積極的な対策を講じなければほんとうの今の僻地の対策といふものは出てこないと思ふのです。そういうふうな、私は先ほどのお話を聞いて、お互い責任のがれなんかで措置する問題ではない、そこまで問題が発展し先生方も立ち上がつてゐるのだといふやうに考へていただきたいと思います。

住宅の問題なんかも、そういう僻地の町村財政といふのは苦しいのですから、自分で多少支弁しなければならぬ教員住宅なんといふのはとても建てられない。満足する状態にない。国の予算だつてそんなにたくさん盛つてあるわけではないのですから、そうなればやはり相互の力でもつて教員住宅を建て、そして条件といふものを整備しなければならぬといふふうになつてきてゐるわけだ。こういうやうな点をもつと具体的に検討していただいとせつかくの僻地振興がなされようとするときに、もつと張り合ひを持つてやれるやうに文部省はお考へ願ひたいと思ふのです。ほんとうに今気がついた点を申し上げてきたわけだ。

○長谷川政府委員 私は日が浅うございませうが日本の教育の中で僻地教育の振興と特殊教育といふものは、ほかの教育もさることながら、たちおくれてゐる面があるのではないかと思ふので、これは懸命にやりたいと思つております。前の時代の教員の配置のときと違つて、だんだん今の時代は小林さんのおっしゃつたやうなそうした僻地

を守る、また学校出のいい先生が一ぺんは行く、あるいはそれに對して地方の教育出張所あたりからときどき野菜の差し入れをするといふやうな実態を私自身も拝見するのでございませう。そうしたこともやはり僻地教育を振興させるという全体の願いだろつと思ふ。それに文部省のいふる法律的手当が少しあつたか加味されるやうに、文部省としても実際に即して考へるやうな方向に持つていく努力を私たちがすべきだといふやうに考へております。

○村山委員 私鹿兒島ですが、離島の他山間僻地が非常に多いわけですが、県の段階で研修手当といふのを旅費の中で要求しまして、大体千円普通旅費のほかに計上されてゐる。ところが、そういうふうにして参りますと、現在の制度の上において、市町村立学校職員給与負担法で旅費も当然都道府県が持つ、それに対しては義務教育費国庫負担法で実額の半額は持つやうになつてゐるわけだ。そこで問題になつてゐるのは、その負担額以外の、千円である場合には五百円は一般財源の中から充当しなければならぬといふことになる。そうなつて参りますと、地方交付税の中におけるところの基準財政需要額の計算の基礎には入らない。だから勢ひ教育費が基準財政需要額に比べて超過負担、持ち出し分となつて現われてくる。そこでこれはやはり交付税の中でいろいろ種別補正をやつたりしてありますが、その測定単位の中には、教員数、学校数、学級数、人口といふやうなことで考へて処理されて、補正係数の中では、段階補正や密度補正、態容補正、それに寒冷地補正

といふやうなものが補正係数としてあります。しかし、そういうやうなものからやつていった場合においても、基準財政需要額の算出の計算の基礎の中において、離島であるとか、そういうやうな僻地であるところのその行政実態に基づく僻地補正といふやうなものが係数としてはないのです。そういうやうなことで、勢ひ、都道府県の超過負担もさることながら、僻地教育の振興をはかつていくためには、単に補助金をふやすだけではだめなんであつて、そういうやうないわゆる基準財政需要額の算定基礎の中にそのやうな僻地の補正率を織り込んでいかなければならぬわけだ。それに対しては、どういふやうな努力をされてゐるのか私はお伺ひしたいと思ふのであります。文部省の方に資料の提出を求めたいと思ひます。それは、現在都道府県が基準財政需要額に比べてどれだけの超過負担をしてゐるのか。またその需要額の範囲内において教育費を充当してゐるかどうか。その割合が三十五年度の分についてはおわかりになつてゐらっしゃると思ひます。で、その一覧表を一つ出していただきたいといふことが第一点であります。

第二点は、現実に私たちがそういうやうな離島へ参りますと、これは私の選挙区にある例なのですが、一つの島に一つの中学校があり、そこに通つてくるのには、五百メートルぐらゐの山の高きところを朝な夕な、片道三時間以上かかることを、道路がありませんで山の尾根を伝わつて朝三時間ぐらゐの山を歩いて学校に通う。そしてまた夕方になりますと三時間ぐらゐ歩いて自分の家に帰つていくといふ

例があるのです。そこで、そこにおる先生たちやまた父兄の人たちがスクール・ボートを作つてもらいたいといふことでスクール・ボートの要望がありました。県の教育委員会もなるほどそれはいい考へ方だといふので文部省の方にお話をしました。文部省の方でもじゃ上げましようといふことになつて参りました。ところがその町長さんがそれはちょっと待つてくれ、それは非常にありがたいけれども、半額負担だ、そうなつて参ると、建造費については自己負担があるが、その分については何とかありません。しかしながらあつたの運営費といふ問題を考へた場合には、そういうやうな僻地ほど生活状態が悪いので、負担をたくさん負わせるわけには参らない、そうなつて参ると運営費において赤字が出ることは明らかであつて、そういうものをやつていくためには現在の財政規模の中においてはとうていやり得ない、こゝういふ結論が出て参つたわけだ。そこで私は文部省の担当者の方に、そういう僻地の財政状況といふものをあなた方が解決をしなければ、この教育行為に燃えた人たちの気持ちを政治の上で実現をすることもできないし、また現実にそういう僻地の子供は救われなないじゃないか。そして相変わらず一日六時間も山道をとぼとぼ歩いて学校に通う。それで教育の効果を上げるなどといふことは全くナンセンスだ。だからもつとそういう僻地における教育財政を充実するところの方法を考へるべきだ、こゝういふことを申し上げたところが、文部省の係の人がこゝう言われるわけだ。それは私たちが考へております。しかしながらそういうところ

の市町村からの要望がそこまで政治的な姿として大きくなっておりませんので、私たちはこういう方法はまだ早いと考へております。だから補助金さえ上げればよいという考へ方で今やっているとあります。こういう考へ方なのです。こういう考へ方では僻地の教育をりっぱなものに仕上げていくという事は、口では言うても現実において財政が伴わなければできないという現実があるのです。そういう実例をお考へになった上でこの地方交付税の中における態容補正というか僻地補正というか、そういうものに対する措置を文部当局として地方財政計画を作るときにあたっては、あるいはまた地方交付税の算定のその配分にあたっては、どの程度主張をしておいでになるのか、私はそういうことを承っておきたいと思ふのです。それらの資料がもしございましたら、われわれは地方財政計画の中には僻地教育振興の上でこのよう内容のものを要求し、事態はこういうふうになったという経過の表を、この次にはお出しを願いたいと思ふわけです。

○岩間説明員 ただいまの僻地に関する財源措置につきましては、まず僻地の底上げということでございますが、自治省の方では一種地から九種地までのものにつきましては一種地の方ができるだけ高くなるようにしまして、傾斜をもちまして十種地の方に近づけていくという財源措置をしているようにございまして、これはまた聞きでございますけれども、全体で百七十三億程度の財源措置をする計画でもって三十六年度から約四十三億程度の財源措置をしているように聞いております。

昭和三十七年三月七日印刷

それから僻地のスクール・バス、ボートの件でございますけれども、来年度予算に自治省の方で約十億円の起債のワケをとりまして、たとえばスクール・バスとかボートでございまして、半額は国庫補助あとの半額は起債でめんどろを見るところのようなことでございまして、なおスクール・バス、ボートの運営費につきましては私どもの方から自治省にお願ひいたしまして、特別交付税でもって措置するようにたまたま折衝しておりますので、そういう工合に本年度からなるのじゃないかというふうに考へております。

○山中(吉)委員 関連。僻地のことで、ついでに要望して、次の機会にお答へを願ひたいと思ひますが、僻地の分校は、山を越えて向こうにある。転任にならないのです。分校づきの先生になる場合は、荷車に全部荷物をつんで、つまり転任と同じ費用が要る。ところが、同じ学校だから、転任でも何でもないという事で旅費の支給がでない、そういうふうな事例があるのです。ところが、隣の駅へ汽車で赴任をし転任する方はほとんど変わらないうで、同じ学校の分校に行くのが大へんな費用がかかる。こういうものは形式的に規定によると出せない、自腹でやるというふうな事例が今までもあるわけですね。そういうふうな、僻地というものは、形式論理では成り立たないものがたくさんある。そういう場合でも、分校も独立校とみなすとか、本校から分校に移る場合には転任に準ずるとか、そういうふうな、省令で定められるかどうか知らないのですが、そういうふうな措置も御検討願ひておきたいと思ふのです。そういうことが

昭和三十七年三月八日発行

できるか、できないか、これは次の機会にお聞かせ願ひたい。

○村山委員 今財政課長からお伺ひしたのですが、一種から九種までの僻地の非常な強いところにおいては、傾斜配分によるところの重点的なそういうような交付税の還元方式をとっている、それは自治省がいわれる僻地におけるところの公共投資の割合やあるいは僻地におけるところの財政的な状況と見合せてやっている措置であつて、文部省が今打ち出されたのはスクール・バス、スクール・ボートを購入したところにおける運営費については、特別交付税の中で見てもらうように要望した、その点だけはなるほど過去におけるものよりも一歩進歩しております。しかしながら僻地教育というものをどういうふうに育てていくかという立場から、財政的にこれだけのものが必要なんだという要求を当然自治省なり大蔵省にあなた方が要求をされたものがあるはずですよ。今申し上げましたようにそういうような僻地をたくさんかかえておるところは、僻地研修旅費というものは必要なんです。そしてまた普通の旅費だつて多く要るんだ、そういうふうな実態になっているのですから、いくら口でうまいことを言つても、絵に描いたもちを食べられぬわけですよ。それでそれだけの財源措置を講じてやる、文部省としてはこういうふうな折衝をしてやっているのだ、こういうふうな姿をやはり僻地教育に携わる人たちに見せてあげる必要がある、こういうふうなものをあなた方はやっておいでになるに相違ないと思ふ。だからそれらのものを、こういうふうな要求をし、こういうふうな現在はこの

段階になつていくという、そういう資料をこの次にはお出しを願ひたいと思ひます。

○櫻内委員長 次会は来たる七日水曜日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十四分散会